

日本歯周病学会学術大会・臨床ポスター応募症例チェックリスト
(臨床ポスターチェックリスト)

学術大会臨床（認定医・歯周病専門医）ポスター、歯科衛生士症例ポスター（以下、臨床ポスター）で発表できるのは、歯周治療に関する症例報告です。「認定医・歯周病専門医申請における医薬品・機器の使用に関する考え方」に照らして発表のご準備をお願いいたします。（ご自身の症例が下の質問群に当てはまらない場合は、事務局までお問い合わせください。）

Q1. あなたの発表内容は症例報告※ですか？

☐ はい → Q2へ

☐ いいえ → 疫学研究や臨床研究[#]の場合は、一般演題に応募してください。

※ 症例報告とは、一例から数例の治療経過や良好な結果をまとめて報告したもので、診療の有効性・安全性を評価するなど研究的要素を含まないもの。

[#] 症例集積、ケースシリーズ、通常の診療を越えた医療行為で研究目的のもの、通常の診療を越えない医療でも群間比較等研究や調査を意図したもの。

Q2. 「厚労省未承認薬・材料・医療機器の使用」「適応外使用」に該当しますか？

☐ はい → Q3へ

☐ いいえ → Q5へ

Q3. 「認定医・歯周病専門医申請における医薬品・機器の使用に関する考え方」の申請症例Ⅰ②またはⅠ③に当てはまりますか？

☐ Ⅰ②に該当 → Q7へ

☐ Ⅰ③に該当 → Q4へ

Q4. 以下のいずれに該当しますか？

☐ Ⅰ③かつⅡ4に該当 → 臨床ポスターでは発表できません。

☐ Ⅰ③かつⅡ5に該当 → Q7へ

☐ Ⅰ③かつⅡ6に該当 → Q7へ（ただし、臨床研究に該当しないか個々に再審査をします）

Q5. 再生医療等製品[†]を使用した症例ですか？（[†] 再生医療等安全性確保法等で規定）

☐ はい → Q6へ

☐ いいえ → Q7へ（Ⅰ①に該当すると思われます）

Q6. 再生医療等安全性確保法・医薬品医療機器等法等の関係法規を遵守し実施しましたか？

☐ はい → Q7へ

☐ いいえ → 臨床ポスターでは発表できません。

Q7. 「手術の同意」を書面でインフォームドコンセントを得ていますか？

☐ はい → 公表可能^ℓ（公表予定のポスターは事前にチェックを受けます。）

☐ いいえ → 臨床ポスターでは発表できません。

ℓ 以下の点に留意下さい。

・個人情報保護法を遵守していること。

・日本国以外で医療の実施された場合、その国・地域の法規を遵守していること。

発表演題名：_____

筆頭発表者名（自署）：_____

申請日：（西暦）_____年____月____日